

令和6年第4回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和6年4月5日 開会

令和6年4月5日 閉会

## 令和6年第4回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年4月5日（金）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 令和6年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (4) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (5) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（4名）

---

◎日程

- 日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名人の指名について  
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
日程第6 議案第3号 令和6年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について  
日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
日程第8 議案第5号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和6年4月5日 山武市農業委員会 会長 齊藤 茂

---

◎開会

**議長** これから令和6年第4回山武市農業委員会総会の会議を始めます。  
ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する  
法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。  
お諮りいたします。  
日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指  
名についてを議長が決することよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長** 御異議なしと認めます。会期は本日1日限りとします。議事録署  
名人は、議席番号4番小川委員及び議席番号5番廣口委員を指名い  
たします。

---

◎報告

(事務局報告)

---

◎議案第1号

**議長** 議案の審議に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につ  
いてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号ごとに、地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1及び2は関連する案件でございます。

お諮りいたします。申請番号1及び2を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号1及び2は一括審議といたします。

申請番号1及び2の説明を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員

担当推進委員の十川です。

申請番号1について説明いたします。

この畑というのは、今年1月に農地法第3条の申請の許可がされましたが、すぐに取り下げられ、分筆登記後に改めて申請が出されたものです。譲渡人は農業を廃業していて、譲受人が畑を借りてハウスで野菜を栽培しています。何の問題もないと思います。

申請番号2について説明いたします。

売買は同じ譲渡人から譲受人が買うものでありまして、そこに倉庫が建っていましたので、これは何ですかと聞いたところ、農業用の倉庫として中を見せてもらったところ、機械とか、そういうものを入れるのにちょうどいいかといって買うものでありまして、何の問題もないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番高野委員に求めます。

高野委員

議席番号7番、高野です。

今、十川推進委員が言ったとおりの議案ですので、権利者につき

ましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしくお願ひします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませぬか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。議案第1号申請番号1及び2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号3の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。  
申請番号3号について説明をいたします。  
売買による所有権移転です。譲渡人は高齢で耕作ができないため、譲受人は当該の畑は自身の耕作地と隣接しており、利便性がよいためであります。先日、現地を確認したところ、きれいに管理されておりました。地区としても何ら問題ないかと思ひますので、御審議をよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めます。

雲地委員 議席番号3番、雲地です。よろしくお願ひします。  
申請番号3についてですけれども、今、伊藤推進委員から説明があつたとおりでありまして、譲受人は35歳ということで、今からやっけてもらわなければいけない人間だと思ひますので、最適だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。議案第1号申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号4の説明を地区担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員 申請番号4の御説明をします。  
この案件は贈与による所有権移転でございます。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、数年前から相談して、譲渡人のほうが老人ホームに入ったため、耕作できないということで、譲受人が今回新規就農して、まず自家用野菜としてナス・トマトの露地野菜を作るということになっています。  
現在、圃場はきれいに整地され、管理されております。地元としては何ら問題ございませんので、御審議をよろしく申し上げます。  
以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。  
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に求めます。

今関委員 議席番号12番、今関でございます。  
先ほど推進委員の今関さんが説明したとおりでございます。私も先日、現地確認をしてまいりましたが、草もなく、きちんと管理されておりましたので、地元としては何ら問題はございません。  
なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

申請番号5番について説明します。

売買による所有権移転です。譲受人はこの申請地を現在耕作しており、管理していたところです。譲渡人は農業を行っておらず、管理が困難なためです。売買価格は未定となっていますけれども、双方合意の上、35万円と伺っています。

先日、現地を確認してきました。きれいに管理されており、何ら問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号15番石橋委員に求めます。

石橋委員

議席番号15番の石橋です。

ただいまの推進委員の高宮さんの御説明のとおりで、何の問題もないと思われます。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

審議のほどよろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号5を許可することに御異議

のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号6及び7は関連する案件でございます。  
お諮りいたします。申請番号6及び7を一括審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。  
申請番号6及び7は一括審議といたします。  
申請番号6及び7の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。  
申請番号6、7について説明させていただきます。  
6番、7番ともに贈与による所有権移転です。先日、現地確認と双方のほうからお話を伺ってきました。今回の申請となった経緯ですが、もともとは申請番号7番の土地6筆を当人同士ではなく、双方の親が、またさらにその先代の時代に譲受人側が譲渡人の親に借りて、そのまま今に至っているそうです。  
これからのことを考えて、お互いに貸し借りの実情が分かっているうちにきちんとしておこうということで、双方の利便性を考え、譲受人が所有する申請番号6番の土地11筆と、若干面積の違いはあるものの、交換することで合意し、今回の申請となったようです。  
地元としても何ら問題ないと思われまますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。  
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号11番中山委員に求めます。

中山委員

議席番号11番の中山でございます。  
ただいま推進委員からお話がありましたとおりで、これは先代からの口約束の明文化ということでございますので、問題なかろうかと思えます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可要件の全てを満たしておるものと思われます。  
よろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。議案第1号申請番号6及び7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

---

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。  
申請番号1及び2は同一の事業でございます。  
お諮りいたします。申請番号1及び2を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。申請番号1及び2は一括審議といたします。  
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員 推進委員、堀越です。  
太陽光発電設備の設置に伴う転用及び所有権移転の案件です。現地を確認して見てきましたところ、畑になっておりますけれども、

非耕作地で、作物は作っておりませんでした。譲受人におきましては、太陽光発電設備ということで、隣接地の方々及び地区の地区長との話合いで難なく了解を得ているということを伺っております。

ということで、地区に関しましては、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

**議長** 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を石橋委員に求めます。

**石橋委員** 議席番号 15 番の石橋です。  
現地確認を先日行ってまいりました。ただいまの担当推進委員の堀越さんの御説明のとおりであります。本件は第 2 種農地への太陽光発電設備の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題はないと思われまます。  
したがって、許可相当と思われまます。御審議をよろしく願いまます。

**議長** 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めまます。  
採決いたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めまます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。  
申請番号 3 の概要説明を事務局に求めまます。

(事務局説明)

**議長** 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めまます。

**川津推進委員** 地区担当推進委員の川津でございます。

議案第2号、番号3について説明いたします。

先日、現地を確認してまいりました。申請地は申請者の祖母の所有地であり、実家のすぐ目の前です。今まではアパートに住んでいたとのことですが、親御さんたちのより近くに住んで安心させたいということで、幾つか場所を検討しましたが、ここしかないということで申請に至りました。

実家自体が親田地区の集落の一番外れ、外側にあるため、集落接続として見ると非常に難しい場所ではあるのですが、もともと実家自体が離れた場所にあり、昔から区の一員として何年も付き合いをしてきたということであり、点在した形の集落であるという見方もできるかと思えます。

地元としても特に問題がないかと思われますので、よろしく願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を今関委員に求めます。

今関委員

議席番号12番の今関でございます。

先日、現地調査をしてまいりましたが、推進委員の川津さんの説明のとおりでございます。本件は第1種農地への専用住宅の建築であり、原則としては不許可になる案件でございますが、住宅が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、令和6年度第1次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

本議案の所有権移転個人別明細の番号3は、議席番号13番、鈴木委員に関する案件であり、所有権移転個人別明細の番号4は、議席番号6番、佐藤委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。

このことから、審議の方法についてお諮りいたします。所有権移転個人別明細の番号3番、4番を除く案件を一括して審議し、その後、所有権移転個人別明細の番号3番、4番の審議をすることといたします。御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は、所有権移転個人別明細の番号3及び4を除く案件を一括審議とし、その後、所有権移転個人別明細の番号3、4を審議いたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

所有権移転個人別明細の3番、4番を除いた案件について採決いたします。

本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

所有権移転個人別明細の申請番号3を審議いたします。

鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員 退室)

議長

所有権移転個人別明細の申請番号3を採決いたします。本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

鈴木委員に関する議事が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(鈴木委員 入室)

議長

所有権移転個人別明細の申請番号4を審議いたします。  
議席番号6番、佐藤委員の退室を求めます。

(佐藤委員 退室)

議長

所有権移転個人別明細の申請番号4を採決いたします。本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

佐藤委員に関する議事が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(佐藤委員 入室)

---

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

番号1は、議席番号1番、井野委員の申請案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。

これにより、審議の方法についてお諮りいたします。番号2から

20までを一括審議とし、その後、番号1を審議することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は、番号2から20までを一括審議とし、その後、番号1を審議いたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の報告を求めます。

番号1、2及び3の報告を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

また、番号4については、川津委員の案件ですので、隣接地区推進委員である齋藤委員に併せて報告を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

番号1について説明いたします。

家族3人で水稻を生産しています。中間管理機構のあっせん等により農地を借り入れ、規模拡大を図りたいとのことです。

続いて、2番について説明します。

家族4人で露地野菜、水稻を生産しております。機械化を進め、省力化を図って作業したいとのことです。

続いて、3番について説明します。

家族3人でネギ、水稻を生産しております。パート雇用・機械化により面積の維持・拡大を図りたいとのことです。

1番、2番、3番、4番、ともに更新です。

4番について説明します。

家族2人でイチゴの生産をしております。夜冷装置を導入し、早期出荷、農薬の軽減を実現し、収穫期間の拡大に努めたいとのことです。

以上です。

議長

番号5の説明を地区担当推進委員の戸村委員に求めます。

- 戸村推進委員** 地区担当推進委員の戸村といいます。  
第5番目を説明したいと思います。  
これも更新でございます。家族3人でネギと水稻、主に水稻を多くやっておりますけれども、別に問題なく、みんなで協力し合っていると思いますので、よろしく願いいたします。  
以上です。
- 議長** 番号6の報告を地区担当推進委員の布施委員に求めます。
- 布施推進委員** 地区担当推進委員の布施です。  
6番について説明させていただきます。  
更新です。施設にてミニトマトを中心に水稻、メロン、トウモロコシを栽培しています。  
規模拡大で越冬にトマトを増設したいとのことで頑張っておりますので、よろしく願いいたします。
- 議長** 番号7及び8の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。
- 高橋推進委員** 担当地区推進委員の高橋です。  
更新であります。これはプリントのミスで年齢が77歳になっておりますけれども、77歳ではありません。67歳です。  
パート3人と水稻を専門に生産しております。ドローンの導入により、農薬散布の省力化を図りたいそうです。  
番号8も更新です。家族4人、ネギと水稻を生産しております。何の問題もありません。よろしく願いいたします。
- 議長** 番号9の報告を地区担当推進委員の今関委員に求めます。  
また、番号10から17までについても、地区担当推進委員の今関委員に併せて報告を求めます。
- 今関推進委員** 地区担当推進委員の今関です。  
9番から17番まで全て更新でございます。  
まず9番から御説明申し上げます。家族4人で水稻と露地野菜、主にネギを栽培して、日々頑張っております。  
続きまして、10番、複合経営、ネギ、水稻を主に家族2人でセル

苗を導入して、作業の省力化を図り、頑張っております。

続きまして、11番、家族4人で露地野菜のネギと水稻を生産しております。輪作や防除の徹底により、収量増加を目指しております。

12番、水稻、ネギでございます。家族3人で土壌病害の防除や輪作により、収量を向上させるそうです。

13番、水稻、ネギでございます。家族4人で年内収穫を増やし、安定出荷を目指しているそうです。

14番、ネギ、水稻でございます。家族2人とパート2人で生産しております。水稻のフレールモアを導入し、除草時間の省力化を図り、ネギの管理作業の時間に充てるそうです。

15番、ネギ、トマト、メロン、水稻でございます。家族4人でネギは土壌改良を行うとともに、緑肥の作付け、良質堆肥による土づくりで収量、品質を向上させるそうです。

16番、ネギでございます。家族4人で防除作業に機械を導入して、省力化を図るそうです。

17番、水稻、トウモロコシ、ソラマメを家族2人で頑張っております。所得向上に向けて、単価が高いソラマメを中心に栽培面積を増やすそうです。

以上になります。よろしく申し上げます。

**議長**

番号18の報告を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

**山下推進委員**

地区担当推進委員の山下です。

番号18、更新です。主に梨の栽培を行っております。梨を店頭販売及び緑の風等での販売で頑張っていくので、よろしく申し上げます。

**議長**

番号19及び20の報告を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

**高宮推進委員**

地区担当推進委員の高宮です。

番号19について説明します。

更新です。家族2人で施設野菜と露地野菜の複合経営です。品種の情報収集を行って、新しい技術を取り入れながら頑張っていくそうです。

続いて、番号20について説明します。

更新です。家族2人で施設野菜と露地野菜と水稻の複合経営です。

申請者はJAの中心となって頑張っている人でございまして、安定した経営を目指すということですので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
番号2から20までを一括して採決いたします。議案第4号、番号2から20までを原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第4号、番号2から20までは原案のとおり承認することに決定いたしました。  
番号1の審議をいたしますので、議席番号1番、井野委員の退室を求めます。

(井野委員 退室)

議長 再開いたします。  
番号1を採決いたします。議案第4号、番号1を原案のとおり承認することに御異議がない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第4号、番号1は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
井野委員に関する議事が終わりました。同委員の入室を認めます。

(井野委員 入室)

---

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。  
状況の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。  
1番について御説明します。  
新規です。露地野菜、また、主要作物は人参、レタス、ブロッコリー等であります。  
現状は95a、目標は150aということです。  
また、今はさんぶ野菜ネットワークの研修により農業に係る技術及び知識を学んでおり、修了後は独立し、機械化された露地野菜の営農を目指すということでした。  
現在はアパートに住んでおり、賃貸の作業場を借りていますが、将来は自分の作業場を持ちたいとのことでした。  
よろしく願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。議案第5号を原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに決定いたしました。  
以上で、本日予定していました議案審議等は全て終了いたしました。

---

◎その他

議長 その他の件について、皆様から御意見等はございますか。

---

◎閉 会

議長

御意見がないようですので、以上で今回の総会を閉会といたします。